

(届出概要説明資料)

審議案件に関する概要

平成28年 7月20日第3部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法附則第5条第1項(変更)
届出日	平成27年11月30日
担当部署	胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
有限会社 桜木宏産 代表取締役 加富 潔	北海道苫小牧市桜木町三丁目18番27号
シーズ協同不動産株式会社 代表取締役 會田 彰	札幌市西区発寒十一條五丁目10番1号
株式会社三星 代表取締役 三浦 実	北海道苫小牧市字糸井141番地

2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地	ツルハドラッグ苫小牧桜木店・コープさっぽろ桜木店・カフェテラス三星桜木店 苫小牧市桜木町3丁目18-4ほか													
(2)小売業者名、代表者名及び住所	①株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽 樹 札幌市東区北24条東20丁目1番21号 ②生活協同組合コープさっぽろ 代表理事 大見 英明 札幌市西区発寒11条5丁目10番1号 ③株式会社三星 代表取締役 三浦 実 苫小牧市字糸井141番地													
(3)変更日	平成27年12月 1日													
(4)店舗面積の合計	1,908㎡													
(5)施設の配置	駐車場の収容台数	68台 (変更なし)												
	駐輪場の収容台数	12台 (変更なし)												
	荷さばき施設の面積	117㎡ (変更なし)												
	廃棄物保管施設の容量	22m <sup>3</sup> (変更なし)												
(6)施設の 運営方法	開店時間・閉店時間													
	<table border="1"><thead><tr><th>小売業者</th><th>変更前</th><th>変更後</th></tr></thead><tbody><tr><td>①</td><td>午前9時00分～午後9時00分</td><td>午前7時00分～翌午前0時00分</td></tr><tr><td>②</td><td>午前9時30分～午後9時00分 (日曜日午前9時00分)</td><td>午前8時00分～午後9時00分</td></tr><tr><td>③</td><td>午前10時00分～午後7時00分</td><td>(変更なし)</td></tr></tbody></table>		小売業者	変更前	変更後	①	午前9時00分～午後9時00分	午前7時00分～翌午前0時00分	②	午前9時30分～午後9時00分 (日曜日午前9時00分)	午前8時00分～午後9時00分	③	午前10時00分～午後7時00分	(変更なし)
	小売業者	変更前	変更後											
	①	午前9時00分～午後9時00分	午前7時00分～翌午前0時00分											
	②	午前9時30分～午後9時00分 (日曜日午前9時00分)	午前8時00分～午後9時00分											
③	午前10時00分～午後7時00分	(変更なし)												
駐車場の利用時間帯	変更前 午前8時30分～午後9時30分	変更後 午前6時30分～翌午前0時30分												
駐車場の出入口数	4箇所(出口1箇所、入口1箇所、 出入口2箇所)(変更なし)													
荷さばき時間帯	午前6時00分～午後10時00分 (変更なし)													

3. 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 68台 ≤ 68台				
	従業員駐車場等の整備	従業員用として敷地内に確保 (8台)				
	駐輪場 (自動二輪車を含む) の整備	平面自走式 12台分設置				
	来客車両等の入出庫方法	屋外に平面自走式駐車場。ゲートなし				
	搬入車両等の誘導	搬入が、一度に集中しないよう計画的に時間帯を設定				
	歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別なセール、年末等の売り出し時には交通整理員を配置し、交通渋滞の緩和、交通安全に努めている。</li> <li>・荷捌き車両の出入の際には、歩行者や自転車の交通安全の確保に努めている。</li> </ul>				
	交通整理員の配置	特別なセール、年末等の売り出し時には交通整理員を配置し、交通渋滞の緩和、交通安全に努める。				
除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除排雪業者と契約し、降雪 10cm 程度で出勤し店舗開店前に除排雪作業を終了する。</li> <li>・開店前までに排雪し切れず、駐車場内に一時堆積した雪は、1週間程度で排雪し、来客用駐車台数の確保に努める。</li> <li>・路上に堆積された雪で、出入口付近の見通しが悪化し交通安全上の問題が発生した場合は、適切に雪の搬出をする。</li> </ul>					
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	55 dB	36 dB	○	
		2	55 dB	41 dB	○	
		3	55 dB	49 dB	○	
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	45 dB	28 dB	○	
		2	45 dB	32 dB	○	
		3	45 dB	36 dB	○	
	夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	環境基準値	予測結果	評価
		a1 (a1')	空調機①	40dB	42 (27) dB	△
		a2 (a2')	空調機②	40dB	42 (35) dB	△
		a3 (a3')	冷凍機①②③	40dB	a2'に合成	△
		a4 (a4')	冷凍機④	40dB	a2'に合成	△
		a5 (a5')	冷凍機⑤	40dB	38dB	○
c1 (c1')		自動車走行音	40dB	70 (37) dB	△	
c2 (c2')		自動車走行音	40dB	47 (39) dB	△	
c3 (c3')		自動車走行音	40dB	51 (25) dB	△	
d1 (d1')		ドア開閉音	40dB	66 (37) dB	△	
d2 (d2')	ドア開閉音	40dB	50 (40) dB	△		
d3 (d3')	ドア開閉音	40dB	52 (37) dB	△		
※予測結果のカッコ内は直近住居壁際等での値。 ※△の評価は、敷地境界線では基準を超えるが、直近住居壁際では、基準を満たす						
騒音問題の一般的対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗職員や取引業者に対して、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速走行及びアイドリング防止等を行うよう指導</li> <li>・来客者へアイドリング停止の呼びかけをする看板を駐車場内に設置し、騒音の低減に配慮</li> <li>・豪雪時など安全が優先される以外の通常の除排雪作業は夜間 (午後 10 時から午後 6 時まで) は実施しない</li> </ul>				

(2)騒音発生への配慮	荷さばき作業等の対策	・計画的な商品搬入により、搬出入車両の低減及び荷捌き作業の時間短縮を図る。
	付帯設備・施設等の対策	・低騒音型の室外機を採用し騒音の軽減に配慮している。
	青少年等の蝟集等の対策	・閉店後については、駐車場入口をチェーン等で閉鎖し、青少年の蝟集による騒音対策を講じている。
	その他の対応方策	・生活環境問題を発生させるおそれがある場合、かかる問題についても適正な対応策を講じる。 ・住民から苦情が発生した場合は迅速に対応を図る。
(3)廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 8.888m <sup>3</sup> ≤ 設置容量 22.100m <sup>3</sup>
	保管場所の位置、構造等	生ごみ庫は、屋内密閉型としており、発散防止及び散乱防止に配慮する。
	運搬・処理対策	・廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。 ・法や条例に基づき適切な運搬・処理をする。 ・設置容量は、指針による容量を上回っている。
	減量化、リサイクル等	・段ボール、発泡スチロール等のリサイクルを徹底する。 ・古紙等のリサイクルを徹底する。
	調理臭、悪臭の飛散防止	・現状において近隣からの苦情は無い。 ・今後、苦情があった場合は適切な対応策を講じる。
	その他の対応方策	・生活環境問題を発生させるおそれがある場合、適正な対応策を講じる。
(4)街並みづくり等への配慮		・屋外照明や広告塔照明はその光により地域の住民等に悪影響を与える「光害」を生じることが無いよう、照明は駐車場敷地内を照らし、明るさは10ルクス程度に抑え、営業時間終了後に消灯し、周辺への影響に配慮する。 ・当該店舗が立地する地域において街並みづくりが行われ、協力依頼があった場合は、その取組みを阻害することの無いよう調和を図る。
(5)防災対策への配慮		地方公共団体から災害時の避難場所として駐車場棟の敷地の一部の使用あるいは店舗で扱っている範囲の物資の緊急時における提供の要請があった場合は、必要な協力を行う。
(6)防犯対策への配慮		・営業終了後は、建物に機械警備をかけ防犯対策を講じる。 ・所轄警察署との連携を図って、店長が責任を持って緊急時の対応を行う。
(7)関係行政機関との協議状況		
	公安委員会（警察）	苫小牧警察署と協議済。特に指摘事項無し。
	地元市町村	【苫小牧市産業経済部商業観光課】 協議済。特に指摘事項無し。 【苫小牧市環境衛生部環境保全課】 協議済。特に問題は無いと思うとの回答。
	道路管理者	—
	その他関係機関	—

#### 4. 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	当該駐車場の利用時間を早めることにより、北星小学校に通学する学童の登校時間帯と駐車場の利用時間が重なることになる。当該駐車場は北星小学校通学路に面しているため、駐車場内へ看板等を設置する等により、駐車場利用者に注意を促し、登下校時の学童の安全確保に配慮していただきたい。
(2)住民等の意見	意見無し

#### 5. 道（胆振総合振興局連絡調整会議）の意見案

無し
----

※法第6条第2項、法附則第5条第1項の届出は、これを準用すること。